

第5回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第5回定例会 平成29年8月31日

開会 10時30分 閉会 11時20分

出席委員
(23名)

会長 小林茂徳
1 山崎正勝
2 白倉令子
3 小川高史
5 小山睦夫
6 片十郎
7 成山喜枝
8 齊藤敏彦
10 柳澤多久夫
11 荒木稔幸
12 渡邊幹夫

会長代理 依田繁二
13 小山肇治
14 依田隆喜
15 小林健治
16 青木二巳
17 小林勝元
18 清水洋
推進 花岡幹夫
推進 荻原薫
推進 佐藤富士夫
推進 竹内芳男
推進 渡邊重昭

議事録署名委員

8 齊藤敏彦

12 渡邊 幹夫

出席職員
(4名)

農業委員会事務局
事務局長 金井 泉
次長 織田 秀雄
事務局 滝澤友一郎
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

依田代理

これより第5回農業委員会定例総会を開会します。会長挨拶をお願いします。

議長

おはようございます。8月も今日で終わり、明日から9月です。収穫の秋になりました。台風の接近と秋雨前線の停滞で、空模様が気になります。先日は新任の農業委員及び推進委員の研修会に出席され、大変ご苦労様でした。農地利用の最適化推進活動については、先日の研修会においてお聞きかと思いますが、我々も具体的に取組んでいかなければと思っています。できれば農地パトロールと併せて、担当地域の遊休農地、耕作放棄地等、しっかり実態を把握していただき、なおかつ地権者の意向を確認していただきたいと思います。また、農地パトロールを終了され、書類の提出をされた方もおられるようです。お忙しい中ですが、9月末までには提出されますようお願いいたします。本日もよろしく申し上げます。

本日の議事録署名委員の指名について、8番の齊藤委員、12番の渡邊幹夫委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1号議案について説明します。3条は今月5件です。

番号1と番号2は、場所が近いということと、譲渡人が2件とも〇〇さんなので一括で説明します。場所は〇〇です。番号1では〇〇さんから〇〇さんへ、番号2では〇〇さんへの譲り渡しです。地図の1ページと2ページをご覧ください。いずれも譲受人の自宅近くの畑で、現在も譲受人が耕作している農地です。これを今回3条で正式に譲り渡すという申請です。いずれも下限面積を満たしているので、問題ないと判断しました。

続いて番号3です。場所は地図の3ページをご覧ください。浅間サンラインが下にあります。そこから上っていった〇〇という地籍です。譲受人は〇〇の〇〇さんで、ブドウや水稻の栽培をされています。下限面積も満たしているので、問題ないと判断しました。

続いて番号4です。場所は〇〇です。〇〇の開発事業が行なわれている近くです。譲渡人が耕作できないという事で、譲受人と話がまとまりました。こちら〇〇平方メートル程耕作しているので、問題ないと判断しました。

最後に番号5です。場所は〇〇です。譲受人の〇〇の〇〇さんは、新規就農者です。申請地は譲受人の自宅のすぐそばですし、下限面積も満たしているため、特に問題はないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それではこれより担当委員の説明に入ります。

まず番号1と番号2の案件につきまして、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。番号1と番号2の案件は譲渡人が同じなので、一括で説明します。場所は地図の1ページと2ページをご覧ください。右上に県道御牧原大日向線があります。〇〇あるいは〇〇から上って〇〇方面へ行く道です。そこから〇〇の方へ向かった方に、〇〇地区、〇〇地区があり、申請地は〇〇地区にあります。この案件は、合併前の〇〇の時にまとまっていた話でしたが、その後譲渡人が登記をしないまま今日に至りました。売買契約も済み、代金も支払われています。譲受人が自分の土地になっていない事を知り、今回の申請となりました。3条申請をしていなかったため、登記ができませんでした。実際にもう耕作をしていますので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

次に番号3の案件について、片委員に説明をお願いします。

片委員

お願いします。場所は地図の3ページです。浅間サンラインの〇〇の信号を50メートル程〇〇寄りに行った左側に〇〇という会社があります。反対側には〇〇があります。そこを左折して、250メートル程上った右側に申請地があります。譲渡人は去年の〇〇月頃、それまで農地を貸していた人から突然農地を返されましたが、ご自分も高齢で耕作できないし、借り手もないので、今回農地を売る事にしました。不動産屋に相談すると、申請地の道を挟んだ〇〇〇〇という会社の〇〇さんが購入してもよいという話があり、話がまとまりました。〇〇さんも農業者資格をお持ちでもあるので、農地のまま購入することで話が付きました。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号4の案件について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願いします。場所は地図の4ページです。地図の上の方は〇〇地区の県営土地改良事業の場所です。近くには〇〇の〇〇、〇〇があり、ここを下ると譲受人の〇〇さんの自宅があります。〇〇さんはもともと〇〇の土地改良事業区域内にソバ畑がありましたが手放し、ちょうど〇〇さんの農地が空いていたので、今度はそこでソバの栽培をするそうです。問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号5の案件について、渡邊幹夫委員に説明をお願いします。

渡邊委員

お願いします。場所は〇〇です。地図をご覧ください。譲受人自宅とありますが、〇〇さんの自宅です。昨年まで〇〇に勤務していましたが、そこを辞めてお父さんの後を継ぎ、農業をする事になりました。譲受人の隣地に本家がありますが、その家のお孫さんである譲渡人の〇〇さんが相続した土地です。今は〇〇に住んでいるので耕作もできません。空き家になっていた家も新規就農者に貸している状態です。他の農地もほとんど処分してしまって、残った土地が今回の申請地です。ここを譲受人が買い、農業をする事になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。5条は4件です。

まず番号1です。申請事由は太陽光発電敷地です。場所は地図の6ページをご覧ください。浅間サンラインと高速道路に挟まれた〇〇との境の土地です。耕作し辛い場所にあり、周辺への影響もないと思われるので、転用は止むを得ないと判断しました。

続いて番号2です。一般住宅敷地の申請です。申請人の関係は親子です。父親の土地を使用貸借で借り受け、息子さんが一般住宅を建設するという申請です。場所は〇〇の信号を南に下った所で、地図にある譲渡人の〇〇さんの自宅のすぐ裏です。集落に接続しているので、問題ないと判断しました。

番号3です。県道東部望月線の新しい道路沿いの〇〇地区に、一般住宅を建設するという申請です。申請人の関係は親戚であり、所有権移転ですが、贈与になっています。こちらは2種農地という事で、都市計画の用途指定はありませんが、特に問題ないと判断しました。

最後に番号4です。駐車場敷地で2台分の申請です。申請地の道を挟んだ所に、譲受人がいくつかアパートを経営しています。その駐車場が狭いので、新たに駐車場敷地を借りる事にしました。譲渡人も耕作できず、狭い農地なので、譲り渡す事にしました。都市計画の用途指定がある地域です。特に問題ないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、片委員より説明をお願いします。

片委員

お願いします。場所は地図の6ページ、7ページをご覧ください。浅間サンライン沿いに〇〇と〇〇があります。その東側が〇〇との境になります。〇〇から100メートル程先を右折して250メートル程下ると、上信越自動車道の側道があります。そこを左折し、100メートル先を左折した所が申請地です。〇〇坪ほどの田んぼが〇枚ありますが、譲渡人の〇〇さんは高齢になり耕作できないとの事です。子供にも譲れないような場所なので、太陽光発電に使えればという事で、〇〇の〇〇にお願いする事にしました。この会社は自然環境に良い太陽光エネルギーを作りたいという事です。転用にあたり、近隣の土地の所有者、東御市役所、〇〇〇〇担当の方も立ち会いで確認し、同意書もあります。雨水は浸透させ、雑草は定期的に処理するという事で、特に問題はないと思います。よろしくご審

議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号2の案件について、荒木委員に説明をお願いします。

荒木委員

よろしくをお願いします。場所は地図の8ページ、9ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇の信号から南へ200メートル程下がって、左に入った所が申請地です。父親である譲渡人の家に現在同居している、次男の〇〇さんが結婚する事になり、申請地を父親から借り受けて住宅を建設するという申請です。父親の〇〇さんも、息子のために使用貸借権を設定して提供する事にしました。〇〇さんの勤め先は、〇〇で酪農をしている〇〇で働いています。隣接者には説明をし、同意を得ています。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号3の案件について、青木委員に説明をお願いします。

青木委員

それでは地図の10ページ、11ページをご覧ください。〇〇集落の信号から〇〇方面へ3キロメートル程行った、県道東部望月線沿いに申請地があります。地区は〇〇地区になります。〇〇地区に入り、右側に申請地があります。譲受人の〇〇さんは、〇〇の〇〇をしています。譲渡人の〇〇さんは〇〇の職員です。申請地は農業振興地域でしたが、除外の許可が出ています。申請地のすぐ上の農地は〇〇さん所有です。下水道も完備されています。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の

方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号4の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。場所は地図の12ページ、13ページです。中央の道を右に行くと〇〇になります。左側の〇〇の横の道を上ると、〇〇になります。この分岐点から〇〇方向に200メートル程行った所に申請地があります。すぐ横には〇〇があります。譲受人の〇〇さんは、道路の反対側でアパート経営をしていますが、駐車場が狭いという事で、申請地を駐車場として利用したいと考えました。周囲は住宅に囲まれ、農地と言っても狭い場所ですので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号に入ります。農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。本議案に関係者がおりますので、退席をお願いします。

担い手支援担当

それでは説明します。資料4ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて、合計13,554㎡です。内訳は、田が10,189㎡、畑が3,365㎡です。5ページは農地中間管理事業による利用権設定です。15件、18筆で、20,389㎡です。6ページは所有権移転です。合計2件、3筆で、合計が4,775㎡の移転です。8月の全体の件数は24件、34筆です。内訳は、新規が4件、再設定が3件、中間管理事業による設定が15件、所有権移転が2件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今、農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら、出していただきたいと思いません。

それでは特にないようなので、裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。退席した委員、お戻りください。
以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____